

第5章 保健医療圏

第1節 保健医療圏設定の目的

保健医療サービスには、住民の日常生活に密接に関わっている頻度の高いものから、きわめて高度、特殊なものまで、様々な水準があります。

この水準に応じ、県民誰もが適切な保健医療サービスを受けられるためには、県民の保健医療サービスの需要に対応できるサービス提供体制を効率的に整備していくことが必要です。

そのため、サービス対象者に応じた保健・医療資源の適正な配置や保健・医療機能相互の役割分担・連携等におけるシステム化のための地域的単位として設定するものです。

したがって、圏域の設定は、県民の自由な医療機関の受診や保健医療サービスの利用、保健医療サービスを提供する側の活動を妨げるものではありません。

第2節 保健医療圏の設定

提供される保健医療サービスの水準により、次のとおり設定します。

1 一次保健医療圏

県民の日常的な健康相談、健康管理や一般的な疾病への対応など、県民の日常生活に密着した頻度の高い保健医療サービスが提供される区域であり、市町村を単位とします。

2 二次保健医療圏（医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域）

特殊なサービスを除き、比較的専門性の高い保健医療活動が完結できる区域であり、住民の受療行動、保健医療資源の状況、地理的条件、人口、交通事情、県の他の地域機関の管轄区域等に基づき設定した区域を単位とします。

ただし、必要とされる機能が未整備の圏域においては、当面、隣接する圏域との連携により、対応することとします。

3 三次保健医療圏（医療法第30条の4第2項第11号に規定する区域）

一次及び二次の保健医療体制との連携をもとに、高度で特殊な技術、設備を必要とする保健医療サービスが提供される区域であり、全県を単位とします。

第3節 二次保健医療圏の見直し

1 二次保健医療圏見直しの理由

- ① 二次保健医療圏は、昭和62年に13圏域を設定しましたが、市町村合併、人口減、交通事情の変化、医療技術の高度化・専門化等に対応するため圏域のあり方の検討が必要と指摘されるようになりました。

【昭和62年設定時の考え方】

- ア 日常生活圏、保健所等行政区域、医師会圏域等との整合性
- イ 圏域内に充実した医療機能をもつ都市を含むこと
- ウ 圏域内の医療の中心へは概ね1～2時間程度で移動可能なこと

- ② 高速交通体系、医療情報の受発信・共有基盤の整備の進展により、患者の受療動向や医療機関の連携は13圏域を超えて広域化しており、13圏域のほとんどで完結度が低く、患者の需要に十分応えられていないとの問題が生じてきました。

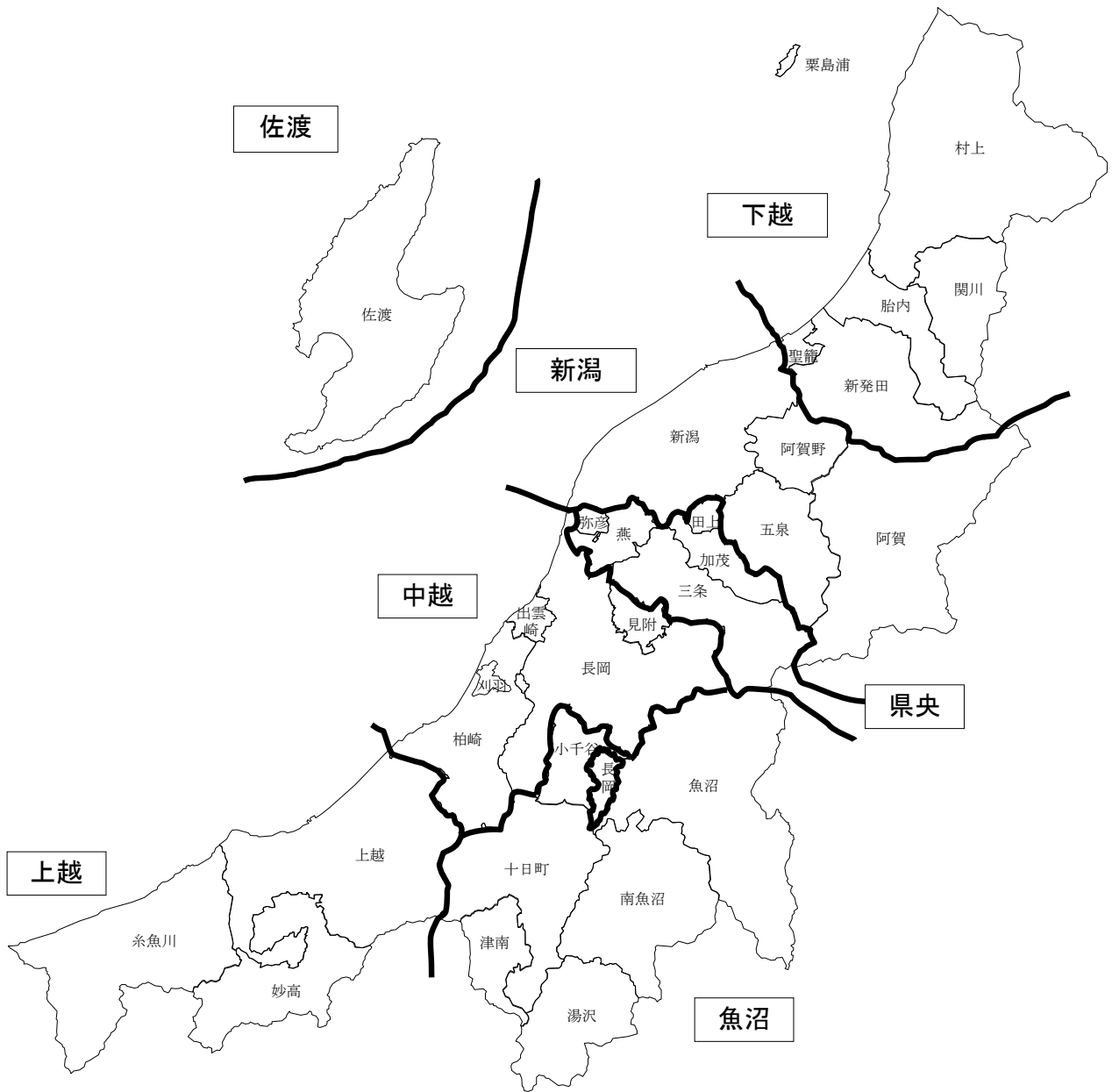
【二次保健医療圏を取り巻く状況】

- ア 全県での医師不足、都市部偏在により医師数が不足するなど、医療サービスのレベルを一定以上に上げることが困難となっています。
- イ 医療機関相互の連携が必ずしも十分ではなく、結果として、医療従事者や医療施設・設備の配置が効率的ではなくなっています。
- ウ 13圏域の多くで人口規模が小さく、医療需要もこれに比例して少ないことから、機能整備が進まない要因の一つとなっています。
- エ 市町村合併の進展により、13圏域の過半数が1～2市町村で構成されることとなり、二次保健医療圏の設定目的に一致しなくなってきました。

2 二次保健医療圏の見直し

- ① 地域全体の医療機能の向上に向け、医療提供体制を効果的・効率的に整備することが必要となりますが、医療資源の不足、人口減、厳しい財政状況などの現状では、13圏域を維持したままでの充実・整備は困難です。
- ② このため、二次保健医療圏を広域化し、二次保健医療圏で担うべき機能が果たせるよう、政策医療の充実と医療機関の役割分担と連携の促進により、高度・専門的な医療提供を図るとともに、二次保健医療圏内での完結度の向上を目指すこととしました。
- ③ 見直しに当たっては、県、市町村、関係機関等が連携して、へき地等の医師確保や地域医療支援等の整備充実に努めることとしています。

二次保健医療圏



圏域名	構成市町村数	人口（人）	面積（km ² ）	構成市町村名
下越	6 (3市1町2村)	225,649	2,319.7	村上市、新発田市、胎内市、関川村、粟島浦村、聖籠町
新潟	4 (3市1町)	929,085	2,223.6	新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町
県央	5 (3市1町1村)	238,899	733.6	三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町
中越	5 (3市1町1村)	432,047	1,482.2	長岡市、柏崎市、見附市、出雲崎町、刈羽村
魚沼	6 (4市2町)	224,632	2,804.1	小千谷市、魚沼市、南魚沼市、十日町市、湯沢町、津南町
上越	3 (3市)	291,851	2,165.1	上越市、妙高市、糸魚川市
佐渡	1 (1市)	65,267	855.3	佐渡市
合計	30 (20市6町4村)	2,407,430	12,583.5	

※1 人口は、平成19年10月1日現在 新潟県「新潟県推計人口」

※2 面積は、平成19年10月1日現在 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

3 二次保健医療圏の今後の見直し検討

- ① 小千谷市の圏域の帰属については、平成18年3月の見直しの際に、魚沼圏域としましたが、魚沼地域の基幹病院構想の進捗状況等を見ながら、次期計画策定時に再度見直しを行います。

(注) ①の記載内容は、平成21年3月6日に変更したものです。

- ② なお、その他の地域についても、医療技術の一層の専門化、高度化に対応するとともに、今後の県の地域機関の見直しや更なる市町村合併等の動きなど、県民の活動範囲の変化に伴い、見直しを行うこととしています。

第4節 基準病床数※

基準病床数

医療法の規定に基づき、医療法施行規則に規定する標準による、二次保健医療圏ごとの療養病床及び一般病床、並びに県全域における精神病床、感染症病床及び結核病床の基準病床数と、既存病床数（平成20年7月1日現在、医薬国保課調べ）は表1、表2のとおりです。

表1 二次保健医療圏域における療養病床及び一般病床の基準病床数と既存病床数

二次圏域名	基準病床数	既存病床数				
		一般	療養	老健	補正	
下越	2,010	1,969	1,260	644	65	0
新潟	6,601	9,850	7,071	2,497	452	-170
県央	2,097	2,037	1,460	577	0	0
中越	4,062	3,920	3,242	778	240	-340
魚沼	2,357	2,351	1,853	410	88	0
上越	2,812	2,445	2,241	284	0	-80
佐渡	936	685	593	92	0	0
合計	20,875	23,257	17,720	5,282	845	-590

※既存病床数欄の「老健」は、平成3年6月25日以前の老人保健施設に係る加算分、「補正」は肢体不自由児施設等の一般住民対象外病床に係る減算分である。

表2 県全域における精神病床数、感染症病床数及び結核病床数の基準病床数と既存病床数

病床種別	基準病床数	既存病床数
精神病床	6,852	6,985
感染症病床	36	36
結核病床	60	100

- ※ 基準病床数は平成17年7月1日の人口を使用して算出。
- ※ 既存病床数は医療法施行規則に基づいて所要の補正を行っている。
- ※ 既存病床が過剰な圏域においては、既存の病床の削減を求めるものではない。